

添付法令資料 3 :

国際協定に基づくグローバル・ミニマム課税の
権利行使及び義務履行に係る手続に関する2026年5月4日付
インドネシア共和国財務省国税総局国税総局長規則No. PER-6/PJ/2026（目次）
同日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条及び第 2 条）
- 第 2 章 GloBE（グローバル・ミニマム課税）納税者のステータスの追加、データの変更及びステータスの取消し（第 3 条ないし第 6 条）
- 第 3 章 GloBE の実施枠組みにおける年次所得税申告書の様式、内容、記入方法及び提出
 - 第 1 節 GloBE の実施枠組みにおける年次所得税申告書の様式、内容及び記入方法（第 7 条及び第 8 条）
 - 第 2 節 署名（第 9 条）
 - 第 3 節 GloBE の実施枠組みにおける年次所得税申告書の提出（第 10 条及び第 11 条）
- 第 4 章 GIR（GloBE 情報申告書）の様式、内容、記入方法及び提出（第 12 条及び第 13 条）
- 第 5 章 通知の様式、内容、記入方法及び提出（第 14 条及び第 15 条）
- 第 6 章 GloBE の実施枠組みにおける年次所得税申告書の受領に係る手続（第 16 条ないし第 19 条）
- 第 7 章 追加税の納付及び払込み（第 20 条）
- 第 8 章 申告後の調整（第 21 条及び第 22 条）
- 第 9 章 監督（第 23 条）
- 第 10 章 調査（第 24 条）
- 第 11 章 更正、異議申立て、軽減、免除、取消し、不服申立て及び訴訟（第 25 条ないし第 27 条）
- 第 12 章 雑則
 - 第 1 節 GloBE の実施枠組みにおける年次所得税申告書において使用される通貨（第 28 条）
 - 第 2 節 GloBE の実施枠組みにおける年次所得税申告書において報告される GloBE 課税年度（第 29 条）
 - 第 3 節 特定期間における暫定的な簡素化報告フレームワーク（第 30 条）
 - 第 4 節 GIR 情報の交換（第 31 条）
- 第 13 章 終則（第 32 条）